

資西事第 137 号
令和6年9月 25 日

自治会・町内会長 各位

資源循環局西事務所長

プラスチックごみの分別・リサイクル拡大に関する住民説明会の開催について(依頼)

秋分の候、日々益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本市の廃棄物行政にご協力賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和6年1月に新たな横浜市一般廃棄物処理基本計画（通称：ヨコハマプラ5.3(ごみ)計画）が策定され、西区においては令和7年4月からプラスチックごみの分別ルールが変更となります。

つきましては、各自治会・町内会からのご希望に応じて、地域住民の皆様への説明会を開催いたしますので、説明会をご希望される場合は、以下の通り申し込みをお願いいたします。

1 申込方法

FAX・e-mail での申込み(別紙の指定様式によります。)又は電子申請

①FAX :045-251-1791

②e-mail:sj-nishij@city.yokohama.jp

③電子申請の場合は QR コードより申請

※「QRコード」は(株)デンソーウェーブの登録商標です。



2 開催日時

月曜日から土曜日の開庁日 ※下記①～⑥の時間帯で開催いたします。

① 9:00～10:30 ② 9:30～11:00 ③10:00～11:30

④13:30～15:00 ⑤14:00～15:30 ⑥15:00～16:30

※ 同一日時に希望が集中した場合、調整させていただきます。

3 申込時期

10月7日(月)から申込みを随時受付します。

※ 説明会を希望されない場合も、ご家庭等で視聴いただける説明動画をご用意していますので、ご活用ください。

(1)インターネット環境がある場合

ウェブページをご覧ください。

横浜市 プラごみ拡大

検索

(2)インターネット環境がない場合

DVD を貸出いたします。

【お問合せ】

資源循環局西事務所

TEL 045-241-9773 FAX 045-251-1791

e-mail sj-nishij@city.yokohama.jp

「プラスチックごみ」分別拡大に関する説明会開催申込書

説明会を希望（申込情報をすべて記入）

説明動画 DVD の貸出を希望（説明会を希望しない場合のみ）

※申込情報 ①～③ 及び配送先・貸出希望期間にご記入をお願いします。

【申込情報記入欄】

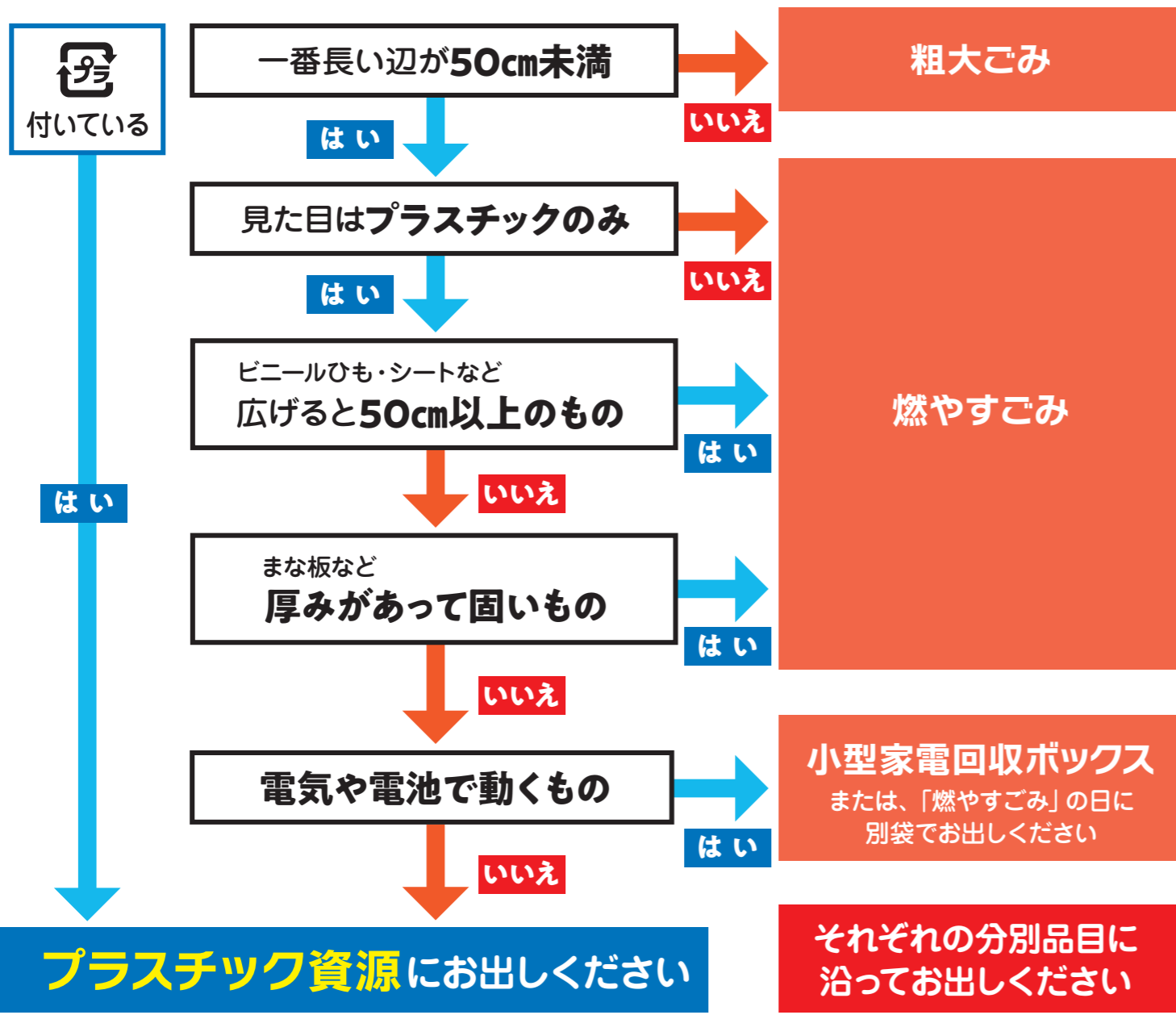
① 連合地区名：		② 自治会町内会名：	
③ ^{フリガナ} ご担当者氏名： _____			
ご連絡先： _____			
※説明会を希望しない方で、説明動画 DVD 貸出を希望された場合、配送先及び貸出希望期間を記入			
●配送先： _____		●住所： _____	
●貸出希望期間： 月 日 () ~ 月 日 ()			
●会場名： _____			
●会場住所： _____			
●説明会希望日 ※第3希望日まで 記載して下さい	【第1希望日】 月 日 ()	【第2希望日】 月 日 ()	【第3希望日】 月 日 ()
●開催時間 ※①～⑥のいずれか 希望する時間帯に○で 囲んでください	【開始】 【終了】 ① 9:00～10:30 ② 9:30～11:00 ③ 10:00～11:30 ④ 13:30～15:00 ⑤ 14:00～15:30 ⑥ 15:00～16:30	【開始】 【終了】 ① 9:00～10:30 ② 9:30～11:00 ③ 10:00～11:30 ④ 13:30～15:00 ⑤ 14:00～15:30 ⑥ 15:00～16:30	【開始】 【終了】 ① 9:00～10:30 ② 9:30～11:00 ③ 10:00～11:30 ④ 13:30～15:00 ⑤ 14:00～15:30 ⑥ 15:00～16:30
●参加予定人数	名	名	名
●映像機器 ※有・無いいずれかに○で 囲んでください	①パソコン（有・無） ②プロジェクター（有・無） ③スクリーン（有・無） ④延長コード（有・無） ⑤その他（ ）		
●駐車場	有・無	駐車可能台数	台

- ・本申込書の到着後、実施内容・方法について調整させていただきます。
- ・開催希望日が集中した場合、再調整させていただきます。
- ・FAX 又は e-mail でお申し込みください。

これを見れば、迷わない!



「プラスチック資源」の見分け方



出し方に迷ったものがありましたら、こちらをご覧ください。

横浜市 プラスチック資源 出し方

- | | | | | |
|-------|------------------|-------------------|-----------------|-----------------|
| お問合せ先 | 鶴見事務所 ☎502-5383 | 港南事務所 ☎832-0135 | 港北事務所 ☎541-1220 | 栄事務所 ☎891-9200 |
| | 神奈川事務所 ☎441-0871 | 保土ヶ谷事務所 ☎742-3715 | 緑事務所 ☎983-7611 | 泉事務所 ☎803-5191 |
| | 西事務所 ☎241-9773 | 旭事務所 ☎953-4811 | 青葉事務所 ☎975-0025 | 瀬谷事務所 ☎364-0561 |
| | 中事務所 ☎621-6952 | 磯子事務所 ☎761-5331 | 都筑事務所 ☎941-7914 | |
| | 南事務所 ☎741-3077 | 金沢事務所 ☎781-3375 | 戸塚事務所 ☎824-2580 | |
- 各区の資源循環局収集事務所にお問い合わせください

横浜市資源循環局3R推進課 令和6年1月作成 ☎671-3593 ✉sj-3rsuishin@city.yokohama.jp

横浜市からのお知らせ

プラスチックごみの出し方が変わります

お住まいの区によって、実施時期が異なります。

令和6年10月～ 旭区、磯子区、泉区、金沢区、港南区、栄区、瀬谷区、戸塚区、中区

令和7年4月～ 全市18区

プラスチック資源の収集日にお出しいただくもの

「プラスチック製容器包装」の収集日が「プラスチック資源」の収集日になります。

NEW プラスチック製品

プラスチックのみでできたもの

プラスチック製容器包装

このマークが目印です

1つの袋でまとめてお出しいただけます

プラスチックは燃やさず、リサイクル

燃やすごみに含まれるプラを年間1人あたり5.3キロ削減 (市全体で年間約2万トン削減)



「プラスチック資源循環法」の施行により、新たに「プラスチック製品」についても「プラスチック製容器包装」と同様にリサイクルできるようになりました。今回の分別品目の変更は、プラスチックの焼却に伴い発生する温室効果ガスを減らすことを目的としています。脱炭素社会の実現に向けて、出来ることから取り組んでいきます。皆さんの御協力をお願いします。

プラスチック資源（プラスチック製容器包装）の出し方

詳しい出し方は
こちらをご覧ください



プラスチック資源としてお出しいただくもの

NEW **プラスチック製品**
一番長い辺が50cm未満のプラスチックのみでできているもの

<p>収納用品、風呂、洗面用具など</p>	<p>文房具、おもちゃなど</p>
<p>調理器具、台所用品など</p>	<p>屋外用品 その他日用品 (CDケースや緩衝材など)</p>

プラスチック製容器包装

缶・びん・ペットボトルへ

分別方法が違うね

このマークが目印です

汚れたプラスチックの出し方について

汚れがついたプラスチックは、固形物が残らない程度に水で軽くすすぐなどして「プラスチック資源」にお出しください。

入れてはいけないもの

リサイクルの支障になりますので「プラスチック資源」に出さないでください。

<p>プラスチック以外の素材を含むもの</p>	<p>まな板など厚みがあって固いもの</p>	<p>ビニールひも・シートなど、広げると50cm以上のもの</p>	
燃やすごみへ			
<p>一番長い辺が50cm以上のもの</p>	<p>小型家電製品（電気・電池で動くもの）</p>		
粗大ごみへ	小型家電回収ボックスへ または、燃やすごみの日に別袋でお出しください。		

収集された「プラスチック資源」がリサイクルされるまで

STEP 1 破袋機で袋を破り中身を取り出します。

STEP 2 「プラスチック資源」のみに分けます。(手作業)

STEP 3 リサイクル製品に生まれ変わります。

破袋機

異物

異物

中間処理施設（破袋・異物除去・圧縮梱包）

リサイクル施設